

鴻巣市設計等業務委託最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月24日

鴻巣市長 並木正年

鴻巣市設計等業務委託最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱

鴻巣市設計等業務委託最低制限価格制度実施要綱（令和5年3月8日市長決裁）の一部を次のように改正する。

別表中

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	

を

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	

に改め、同表土木関係の建設コンサルタント業務の項及び地質調査業務の項中「4.8」を「5」に改め、同表補償関係コンサルタント業務の項中「4.5」を「5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に公告を行う一般競争入札又は通知する指名競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。